

1. 件名: 日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の使用施設等の使用前確認
要否に関する面談

2. 日時: 令和5年7月10日(月) 16時05分～16時30分

3. 場所: 原子力規制庁2階会議室(TV会議システムを利用)

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 検査グループ 専門検査部門

早川上席原子力専門検査官、関主任原子力専門検査官、

清水原子力専門検査官、宮本検査技術専門職

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所

臨界ホット試験技術部実用燃料試験課 課長 他2名

保安管理部品質保証課 技術副主幹 他1名

安全・核セキュリティ統括本部

安全管理部 施設保安管理課 技術副主幹

5. 要旨

○日本原子力研究開発機構(以下「原子力機構」という。)から、原子力科学研究所の使用変更許可に伴い、燃料試験施設の LOCA 試験装置の最高使用温度に係る仕様変更をしたことについて、資料に基づき説明を受けた。

- ・当該変更は、LOCA 試験装置の使用温度を雰囲気温度～1200℃とし、最高使用温度が 1200℃を超えない運用としていたところ、試験条件の変更により最高使用温度を 1250℃に変更するものである。
- ・当該装置の主要構造部及び当該装置が設置されているコンクリートセルは、金属材料等の不燃性又は難燃性材料で構成されており、当該変更による「火災による損傷の防止」に係る設備・機器等の設計変更は不要と評価している。
- ・使用前検査としては、使用温度 1250℃で装置が停止することを確認する機能検査を考えているが、変更箇所について技術基準に係る設計変更はなく、核燃料物質の使用等に関する規則(以下「規則」という。)第2条の6第5号の「保全上支障のない変更」にあたるため、使用前確認を要しないと考えている。

○原子力規制庁から以下のコメントを伝えた。

- ・使用前検査は、その工事が変更許可によるものであること及び技術基準に適合することを確認するものであり、技術基準に係る変更はなくても、許可に適合することを確認する必要がある。

- ・また、今回は、使用温度を変更し、変更した温度で装置が停止することを確認する機能検査を行い、許可への適合を確認することから、規則第2条の6第5号の「保安上支障のない変更」とは言えない。
- ・よって、本件は、使用前検査を実施し、使用前確認が必要であるとする。
- ・原子力規制検査により、使用前検査が適切な時期、方法で行われていることについて確認することから、それを踏まえた使用前検査を計画し、使用前検査開始の1ヶ月前までに使用前確認の申請の書類を提出すること。

○原子力機構から了解した旨の回答があった。

6. その他

資料：燃料試験施設LOCA試験装置仕様変更に係る使用前確認申請について
以上